Ⅱ　福祉サービスについて

※難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっております。詳細については、福祉政策課障害福祉係までお問い合わせください。

支援制度

No	種　　類	内　　容	対　象　者	申請に必要なもの	備　　考
1	自立支援医療 （更生医療）	身体の障害を軽くしたり除去するための医療を給付する。	１８歳以上の身体障害者手帳を有する方で、医療を行うことにより障害を軽減又は改善するなどの治療効果が期待できると医師が認めた方。	＊申請書 ＊印鑑 ＊身体障害者手帳 ＊意見書 ＊保険証 ＊年金受給額が確認できるもの ＊特定疾病受給者証（透析のみ） ＊マイナンバーカード又は通知カード	・青森県障害者相談センターの判定が必要 ・原則として医療費の１割の医療負担あり ・ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・指定医療機関のみ利用可
	自立支援医療 （育成医療）	身体の障害を軽くしたり除去するための医療を給付する。	１８歳未満の身体に障害のある児童や疾患を放置した場合に障害を残すと認められる児童で、医療を行うことにより障害を軽減又は改善するなどの治療効果が期待できると医師が認めた方。	＊申請書 ＊印鑑 ＊意見書 ＊受給者の保険証 ＊保護者の年金受給額が確認できるもの ＊特定疾病受給者証（透析のみ） ＊マイナンバーカード又は通知カード	・治療用装具等の給付も含む ・原則として医療費の１割の医療負担あり ・ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・指定医療機関のみ利用可
	自立支援医療 （精神通院医療）	精神疾患にかかる通院医療費の負担軽減を図る。	精神疾患のため通院（往診、デイケア、訪問看護、てんかんの治療、薬代も含む）している方	＊自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 ＊印鑑 ＊自立支援医療診断書（精神通院） ＊保険証 ＊年金受給額が確認できるもの ＊マイナンバーカード又は通知カード	・原則として医療費の１割の医療負担あり ・ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・有効期間は１年（更新は有効期限３ヶ月前から手続き可能）

支援制度

No	種　　類	内　　容	対　象　者	申請に必要なもの	備　　考
2	補装具費の支給	身体上の障害を補うための用具の購入、借受け又は修理（義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす・重度障害者用意志伝達装置など）に要する費用の支給を行う。	身体障害者手帳を持っている方で障害に関わる補装具の必要な方	＊申請書 ＊印鑑 ＊身体障害者手帳 ＊意見書(診断書)（補装具の種類により必要となる場合がある） ＊見積書 ＊マイナンバーカード又は通知カード	・事前に申し込みすること ・利用者負担が原則１割負担 ・ 世帯の前年度の住民税額等に応じて月額負担上限額の設定 ・ 補装具の種類により青森県障害者相談センターの判定が必要となる場合あり ・ 一部補装具については、介護保険による福祉用具の貸与が優先される場合あり
3	支援給付	①介護給付 ・居宅介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ） ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ） ・重度障害者等包括支援 ・施設入所支援 ②訓練等給付 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・共同生活援助(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ) ・就労定着支援 ・自立生活援助 ※各サービスの詳しい内容は、17ページをご覧ください。	１８歳以上の障害者 （サービスを利用される本人の障害状況や程度を調査します） （介護保険のサービスを優先される場合があります）	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種手帳 ＊年金受給額が確認できるもの ＊同意書 ＊保険証 ＊マイナンバーカード又は通知カード	・ 原則として１割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
4	障害児通所支援	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ※各サービスの詳しい内容は、17ページをご覧ください。	１８歳未満の障害児 （サービスを利用される本人の障害状況や程度を調査します）	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種手帳等、障害状況が確認できるもの ＊同意書 ＊保険証 ＊マイナンバーカード又は通知カード	・ 原則として１割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定

日常生活の充実のための制度

No	種　　類	内　　容	対　象　者	申請に必要なもの	備　　考
5	移動支援事業	障害者等の外出における個別への移動支援を行う。	障害者手帳所持し、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方 （重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスを受けることができる方は除く）	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種手帳 ＊障害福祉サービス受給者証	・原則として１割の自己負担あり ・ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
6	日中一時支援事業	障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	障害者手帳を所持し、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種手帳 ＊障害福祉サービス受給者証	・原則として１割の自己負担あり ・ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
7	地域活動支援センター事業	障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図るものとする。	障害者手帳所持者	＊申請書 ＊各種手帳	無料（昼食代・材料費等の実費負担あり）
8	相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。	障害者手帳所持者	＊申請書 ＊各種手帳	無料
9	住宅入居等支援事業	入居に必要な調整等を行うものとする。 ① 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関する業務 ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務	障害者手帳所持者	＊申請書 ＊各種手帳	無料

日常生活の充実のための制度

No	種　　類	内　　容	対　象　者	申請に必要なもの	備　　考
10	成年後見制度利用支援事業	申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬について、その全部または一部を助成する。	愛護手帳Ａ又は、精神障害者保健福祉手帳１級の方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種手帳	助成上限額 在宅　上限28,000円 施設　上限18,000円
11	訪問入浴サービス事業	身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	身体障害者手帳１・２級	＊申請書 ＊身体障害者手帳 ＊障害福祉サービス受給者証	・原則として１割の自己負担あり ・ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
12	日常生活用具の給付･貸与	①　在宅の重度の障害者の生活の便宜を図るため、生活用具を給付または貸与する（盲人用時計・聴覚障害者用通信装置・歩行支援用具・ネブライザーなど） ②　住宅改修は、在宅重度障害者（児）の住環境の改善及び生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付する。	①在宅の重度の障害者又は、直腸・ぼうこう機能障害の方（ただし、品目によって給付対象が定められています） ②下肢・体幹等運動機能障害（移動機能障害に限る）の3級以上の方	＊申請書 ＊印鑑 ＊身体障害者又は愛護手帳 ＊見積書	・原則１割負担（ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定） ・住宅改修は原則として１回で限度額は２０万円以内 ・一部品目については介護保険が優先されるため、介護保険に該当する者は給付を受けられない場合がある。
13	職親制度	知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行うことにより、雇用促進と職場における定着性を高める。	愛護手帳所持者であり、日常生活や作業においておおむね自立している方	＊愛護手帳 ＊印鑑	・障害の状況や、職親の仕事の状況によっては受入不可能であったり、すぐに利用できずにお待ちいただく場合もありますので、その点はご了承ください。

日常生活の充実のための制度

No	種　　類	内　　容	対　象　者	申請に必要なもの	備　　考
14	福祉タクシー事業	在宅重度心身障害者の社会参加のために使用するタクシーの料金の一部を助成する。	身体障害者手帳1級の方 愛護手帳Ａの方 （ただし、自動車税減免措置を受けている方は対象となりません） （入院中、入所中の方を除く）	＊申請書 ＊印鑑 ＊身体障害者手帳または愛護手帳	・五所川原市内で営業しているタクシー会社等で利用できます。 ・チケットは１ヶ月あたり２枚
15	身体障害者自動車運転免許取得の助成	身体障害者が教習所において訓練を受ける自動車の運転免許を取得により就労が見込まれる場合、取得に要する費用の一部を助成する。	身体障害者手帳所持者	＊申請書 ＊印鑑 ＊身体障害者手帳 ＊免許証の写し ＊教習実績書 ＊通帳（郵便局以外で本人名義のもの）	・免許証交付を受けてから６ヶ月以内に申し込みすること。 ・上限度額　100,000円
16	身体障害者自動車改造費の助成	身体障害者が就労にともない自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成する。	上肢、下肢又は体幹機能障害者であって、次の要件に該当する方 ① 就労に伴い自らが所有し運転する自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造	＊申請書 ＊印鑑 ＊身体障害者手帳 ＊見積書 ＊免許証 ＊車検証 ＊通帳（郵便局以外で本人名義のもの）	・事前に申し込みすること ・所得による制限あり ・支給上限度額　100,000円
17	生活支援事業	障害者が他の市町村の地域活動支援センター等を利用し、日常生活上必要な訓練・指導等を受けることにより社会復帰の促進を図る。	障害者手帳所持者	＊申請書 ＊各種手帳	無料
18	声の広報	「広報ごしょがわら」をCDに吹き込み「声の広報」として自宅へ郵送する。	視覚障害者１・２級	＊登録申出書	無料
19	意思疎通支援者派遣事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする方に手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	聴覚障害者等	＊派遣申出書	・派遣場所は県内の公共施設等 ・事前に申し込みすること ・手帳所持の方の利用登録が必要

手当や年金に関する制度

No	種　　類	内　　容	対　象　者	申請に必要なもの	備　　考
20	特別障害者手当	20才以上の在宅の重度心身障害者で常時､特別の介護を要する状態にある方に対し手当を支給する。	おおむね身体障害者手帳２級以上、愛護手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級等の重度障害を重複して有する方	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種障害者手帳 ＊医師の診断書 ＊年金証書（受給者のみ） ＊通帳（本人名義のもの） ＊ マイナンバーカード又は通知カード	・ 手当月額２７，２００円（平成31年4月現在） ・ 所得による制限あり
21	障害児福祉手当	20才未満で日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態の重度心身障害児に対し、手当を支給する。	おおむね身体障害者手帳２級以上、愛護手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級等の重度障害を有する方	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種障害者手帳 ＊医師の診断書 ＊通帳（本人名義のもの） ＊ マイナンバーカード又は通知カード	・ 手当月額１４，７９０円（平成31年4月現在） ・ 所得による制限あり
22	重度心身障害者医療費助成制度	一定要件に該当される心身障害者(児)の方が病気･ケガなどで保険医療機関等で受診されたときの医療費の自己負担を助成する。	６５才未満の、身体障害者手帳１～３級（ただし、３級は内部障害のみ）、愛護手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかを所持している方	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種障害者手帳 ＊通帳 ＊健康保険証 ＊ マイナンバーカード又は通知カード	・ 所得による制限あり（課税世帯は１割の自己負担あり）
23	障害基礎年金	国民年金に加入している期間中にかかった病気やケガにより障害を持つことになった人に対し、年金を支給する。	国民年金法施行令で定める障害等級表による保険料の納付要件あり	＊ 詳しくは市役所国保年金課へお問い合わせください。	

手当や年金に関する制度

No	種　　類	内　　容	対　象　者	申請に必要なもの	備　　考
24	**特別児童扶養手当**	心身に障害のある児童を監護、養育している方に手当を支給する。	障害児を養育している保護者	＊ マイナンバーカード又は通知カード ＊ 詳しくは、市役所子育て支援課手当医療係へお問い合わせください。	
25	**心身障害者扶養共済**	心身障害者(児)を扶養している人が死亡した後の障害者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中毎月掛金を拠出し、死亡等の後に残された障害者に対し終生年金を支給する。	65才未満の健康な方（特別の疾病・障害がない方）で次の障害者を現に扶養している保護者 障害者の対象者 ① 知的障害 ② 身体障害１～３級 ③ 精神又は身体に永続的な障害があり、①、②と同程度と認められる者	＊申請書 ＊印鑑 ＊各種手帳 ＊住民票謄本 ＊身分証明書 ＊通帳	